

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告

平成 21 年 12 月 14 日

東京都墨田区横網一丁目 3 番 20 号
チムニー株式会社
代表取締役社長 和泉 学

当社は、平成 21 年 12 月 31 日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、平成 22 年 3 月開催予定の当社の第 26 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）における議決権を行使することができる株主と定めましたので公告します。

（注）当社は、株式会社エフ・ディーによる当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立することを条件として、本定時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の本社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。本公開買付けが成立し、本定時株主総会において上記①の議案が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、上記②の定款の一部変更を行うためには、株主総会決議のほか、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要になります。そこで、当社は、本定時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。

以上

株主名簿管理人 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号
日本証券代行株式会社
事務取扱場所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号
日本証券代行株式会社
株式事務取次所 日本証券代行株式会社 支店